

**ごみ減量化の現状と
今後の取り組むべき課題について
(答 申)**

平成23年3月

品川区廃棄物減量等推進審議会

目 次

答申にあたって	1
第1章 ごみ減量化の現状と検討の方向性	2
1 ごみ量の推移	2
2 一般廃棄物処理計画における目標	2
3 最終処分場の状況	3
4 これまでのごみ減量化の取り組みについて	3
5 諮問に対する検討の論点	5
第2章 普及啓発	6
1 これまでの普及啓発活動について	6
2 普及啓発活動の評価と今後の方向	7
3 具体的方策の提案	8
第3章 粗大ごみの減量	10
1 粗大ごみに係る取り組みと粗大ごみの推移	10
2 粗大ごみ処理の流れ	12
3 粗大ごみの発生要因	12
4 粗大ごみ減量への方策	12
第4章 家庭系ごみ収集の有料化	14
1 有料化の動向について	14
2 有料化の意義と主な課題	15
3 政令指定都市および都内市部の実施状況	16
4 家庭系ごみ収集の有料化に対する意見	17
第5章 まとめ	19

資料編目次

区長からの諮問【資料1】	資料編 - 1
家庭系ごみ収集の有料化アンケート【資料2】	資料編 - 2
家庭系ごみ収集の有料化アンケート集計結果【資料3】	資料編 - 8
会議の公開方法について【資料4】	資料編 - 10
審議経過【資料5】	資料編 - 11
審議会委員名簿【資料6】	資料編 - 12

答申にあたって

品川区では平成 12 年度の清掃事業移管以降、ごみの各戸収集や資源回収品目の充実など様々な区独自の取り組みを実施してきました。こうした区の取り組みや区民の環境問題意識の高まりなどにより、平成 21 年度の品川区のごみ量は、ピークであった平成元年度と比較して約 47% 減少しました。しかし、ここ数年、ごみの減少傾向は鈍化しつつあります。

一方、プラスチック製容器包装の資源化や廃プラスチックのサーマルリサイクルなどによる埋立処分量の減少により、最終処分場の残余年数は約 20 年延命化され、50 年程度となりましたが、処分場の逼迫する状況に変わりはありません。品川区は、他の 22 区とともに、ごみの埋立処分量を減少させ、最終処分場を少しでも延命化する必要があります。

こうした状況のもと、平成 21 年 11 月 10 日、本審議会は、主に発生・排出段階における更なるごみの減量化に向けて、品川区長から「ごみ減量化の現状と今後の取り組むべき課題について」との諮問を受けました。

本審議会では諮問以降、計 7 回に渡り精力的に審議を重ね、区長からの諮問に対する答申を取りまとめました。

本答申を踏まえ、品川区が必要な施策を講ずることにより更なるごみの減量化を達成し、長期基本構想に掲げる「次代につなぐ環境都市」の実現につなげていくことを期待します。

平成 23 年 3 月

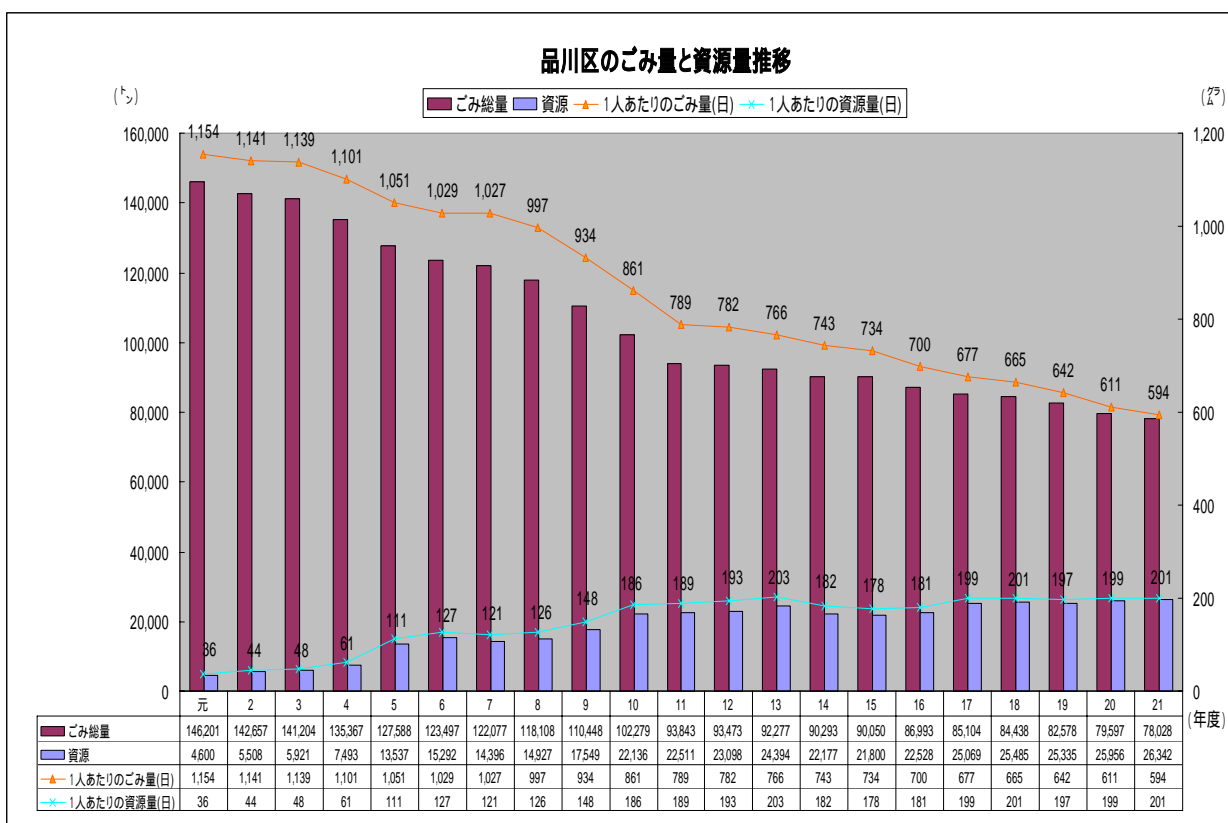
品川区廃棄物減量等推進審議会

第1章 ごみ減量化の現状と検討の方向性

1 ごみ量の推移

品川区のごみ量は、経済状況の変化や区民の環境問題意識の高まり、区による資源回収品目の充実などの施策により、ピークであった平成元年度の約14万6千トンから減少を続け、平成21年度には約7万8千トンと、約47%減少した。

一方、ごみ量の減少幅を前後半に分けた場合、平成元年度から平成11年度にかけては約36%減少したのに対し、平成12年度から平成21年度にかけては約17%の減少と、その減少傾向は鈍化している。



2 一般廃棄物処理基本計画における目標

平成20年2月に策定した「品川区一般廃棄物処理基本計画(第2次)」において、「平成28年度に区民ひとり1年あたりの廃棄物量を201キログラムに減量し、資源化率を31.0%となること」を目標として設定した。

上記201キログラムを1日あたりに換算すると、約550グラムとなる。平成21年度の区民ひとり1日あたりの廃棄物量は約594グラムであること

から、「1日あたりあと約44グラム」の更なる減量が必要ということとなる。

しかしながら、資源回収品目の充実などこれまで多くの取り組みがなされてきたうえで、基本計画による「1日あたりあと約44グラム」のさらなる減量を達成するには、相当な知恵と工夫が必要と言わざるを得ない。

3 最終処分場の状況

東京23区のごみの最終処分場は、中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場である。最終処分場の使用残余年数は、プラスチック製容器包装の資源化や廃プラスチックのサーマルリサイクル、焼却灰のスラグ化などによる埋立処分量の減少により、約20年間延命化され、50年程度は使用できるとされるようになった。

しかしながら、新海面処分場が東京港最後の埋立処分場であり、その後に新たな処分場を設置することは困難とされている。品川区は、他22区とともに、ごみの埋立処分量を更に減少させ、東京港最後の埋立処分場を少しでも延命化し、次世代の区民に引き継いでいくべきである。

4 これまでのごみ減量化の取り組みについて

平成12年4月に清掃事業が区の事業となって以降、品川区は、東京都の実施してきた事業を引き継ぐとともに、更なるごみ減量化のため、様々な事業を展開してきた。

(1) 資源回収品目・方法の充実

ステーション回収

古紙《新聞・雑誌・段ボール》、びん、缶（平成10年10月～全域）

乾電池（平成15年7月）

ペットボトル、紙箱・紙パック（平成16年10月～全域）

プラスチック製容器包装、蛍光灯（平成20年10月～全域）

店頭回収（平成9年4月～）

ペットボトル

拠点回収（平成2年6月～）

古着、廃食用油（平成4年11月～）

(2) ごみ・資源の分別促進やリサイクル秩序の維持

ごみの各戸収集（平成17年7月～全域）

集団回収の支援（昭和34年～）

報奨金・協力金の支給、回収補助用具の貸出し、消耗品の支給等

資源持ち去り防止対策（平成 20 年 7 月～）

条例による資源物持ち去り行為禁止の明確化および罰則規定の制定、
早朝の資源持ち去りパトロール

(3) 普及啓発活動

リーフレットの発行等

「ごみ・資源の分け方、出し方」冊子、ごみ・リサイクルカレンダー、
小学生用啓発冊子、広報「しながわ」による啓発等

ふれあい指導

ごみ・資源の分別や事業系廃棄物の有料シール貼付などの指導または
助言等

廃棄物減量等推進員

ごみの発生抑制と分別徹底の実践、ごみの排出状況の報告、地域にお
けるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談等

保育園等での環境学習

スケルトン車両での環境学習等

ごみ・資源追っかけ隊

ごみ・資源物の処理・再生過程を見学

各種イベントでの啓発展示、小学生ポスター展等

(4) リユース促進のための施策

フリーマーケットの実施および支援

（支援の内容）用具の貸出し、広報紙への掲載、区立公園の使用申請
の代行

リサイクルショップ「リボン」

家庭での不用品の委託販売

不用品交換情報紙「くるくる」の発行

(5) その他

粗大ごみの有料化（平成 3 年 7 月～）

事業系ごみの全面有料化（平成 8 年 12 月～）

サーマルリサイクルの実施（平成 20 年 10 月～全域）

リサイクルできないプラスチック製容器包装やその他のプラスチッ
ク製品、ゴム、皮革を焼却処理することにより熱エネルギーを回収す
る。

大規模建築物に係る指導

事業の用途に供する部分の床面積が 3,000 m²以上の建築物の所有者
に対し、廃棄物の保管場所等の設置状況、再利用の促進等の調査・指
導および助言を行う。

家庭用電気式生ごみ処理機購入助成（平成 12 年 6 月～）
家庭用電気式生ごみ処理機本体購入価格の一部助成
マイバッグ運動

5 諮問に対する検討の論点

初回の審議会において、区長から「主に発生・排出段階における更なるごみの減量化に向けた区・区民・事業者それぞれの取り組み」について審議するよう諮問を受けた後、事務局から区のごみ・資源の現状や区の取り組みに関する説明を受けた。次に第 2 回審議会において、中央防波堤埋立処分場を視察し、逼迫する最終処分場の実態を委員間の共通理解とした。

その上で、第 3 回、第 4 回審議会において、委員間で議論を行い、限られた期間での審議となることから、これまでのごみ減量化の取り組みも踏まえ、本審議会では次の 3 つの項目を論点として審議することとしたものである。

(1) 普及啓発

区民の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する意識は全体的に高まりつつあるが、個々人により温度差がある。また、ごみの発生・排出段階におけるごみの減量化には、「ものを大切に使う」「過剰な包装を断る」など、消費者の意識改革が不可欠である。さらには、ごみと資源の分別の更なる徹底が求められる。そのためには、広報活動など普及啓発活動が重要となる。このため、より効果的な区の普及啓発活動のあり方を議論する必要がある。

(2) 粗大ごみの減量

品川区のごみ総量は、平成元年度をピークとして平成 20 年度まで減少を続けている。しかしながら、粗大ごみについては、平成 15 年度から一転して増加に転じている。このため、粗大ごみの排出抑制についての普及啓発と合わせ、減量化の方策について議論する必要がある。

(3) ごみの有料化

平成 17 年 5 月 26 日に、国は、経済的インセンティブ（動機付け）を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化および住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進等の方向性を示した。その後、平成 19 年 6 月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定した。今後の施策を考えるうえで、ごみの有料化は大きな課題の一つであり、有料化によるごみ減量の可能性等について議論する必要がある。

第2章 普及啓発

1 これまでの普及啓発活動について

品川区の清掃・リサイクルに関する普及啓発活動のうち主なものは、次のとおりである。

(1) 広報紙への掲載

大型記事

- ・ごみ、資源の分け方、出し方に関わるもの
- ・ごみ減量、3Rの推進に関わるもの

定例記事

- ・毎月21日号「リサイクル・ごみ」欄
- ・イベント参加者の募集等

(2) 区ホームページへの掲載

- ・イベント参加者の募集等
- ・ごみ・資源の出し方・分け方、収集日等
- ・各事業の紹介
- ・ごみ量の推移等の現状
- ・一般廃棄物処理基本計画等の掲載

(3) 冊子・リーフレットの発行

- ・「ごみ・資源の分け方・出し方」冊子（日本語・英語・中国語・ハングル）
- ・ごみ・リサイクルカレンダー
- ・小学生用啓発冊子



(4)ケーブルテレビ

- ・ごみ・資源の出し方・分け方、分別変更等のお知らせ

(5)ふれあい指導

ごみ・資源の分別など、適正な排出について指導または助言を行い、ごみの減量と資源の有効活用を図る。

(6)廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量および適正な処理に関する熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱している。推進員は、一般廃棄物の減量および適正な処理に関し、区の施策への協力その他必要な活動を行っている。

(7)スケルトン車両を使った環境学習

区内小学校および保育園・幼稚園を対象に清掃車の仕組みがわかるように改造した「スケルトン車両」を活用し、ごみの積込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、子どもの頃から環境に対する意識の啓発を図っている。

(8)ごみ・資源追っかけ隊

区民が排出しているごみの処理や資源物が再生される過程を、中間処理施設をはじめ、各種再生工場などを見学し、区民自ら取材・レポートすることにより、リサイクルへの理解を深めるとともに、適正な排出の促進や、より一層のリサイクルの推進を図る。

(9)各種イベントでの啓発展示等

- ・しながわE C Oフェスティバル
- ・小学生ポスター展
- ・消費生活展

(10)その他

- ・ごみの分別変更等の際の収集職員の各戸訪問による説明

2 普及啓発活動の評価と今後の方向性

(1)現在の普及啓発活動の評価

上記のとおり品川区は、様々な媒体、手法を用いて普及啓発活動を行っている。特に「ごみ・資源の分け方・出し方」冊子や「ごみ・リサイクルカレンダー」については、全戸配付していることから区民の認知度は高いものと考えられる。また、分別変更時の各戸訪問による説明など、区全体の普及啓発活動の中でも、清掃・リサイクル事業に関しては、きめ細やかさの面で、審議会としても一定の評価をるところである。

一方、それらの情報を受け取る側の区民に目を向けてみると、ごみや環境問題への意識が高い人や興味がある人にはよく読まれ、理解され、参加・行動されていると思われるが、意識の低い人や無関心な人にも区の考え・思いが届いているのかということと必ずしもそうではない。

(2) 今後の取り組むべき方向性

普及啓発活動を今回の論点の一つとして選定したのは、主に「区民の3Rに対する意識は全体的に高まりつつあるが、個々人により『温度差』がある」ことによるものである。意識の低い人々に関心を持ってもらうために、区がいかに関心を注ぎ、引き付けるような普及啓発活動を行うかということが『温度差』を埋めることに繋がるものと考えられる。

また、意識の高い人であっても、どう具体的に行動すれば良いのかわからない人もいると考えられるので、それらの人々に行動の指針として次のことを提案する。

3 具体的方策の提案

(1) 若年層への啓蒙

関心の低い人、特に若い世代で一人世帯の人々は、比較的に意識が低いと言われている。この若年層の人々をどう引き付け、アピールしていくかを区は考えていく必要がある。

区内の大学や専門学校への出前講座、不動産会社との連携による品川区に転入してくる学生への周知（パンフレット配付など）、若い人の活用機会が多いと思われるホームページによる情報発信、アンケートなどを通じた意見聴取も意識啓発に繋がることになる。

また、子どものときからの教育も大切で、環境学習の充実も検討すべきである。また、親子教室を実施する場合は、子ども自身に加え、子どもの親に対しても意識啓発が期待できる。

(2) 区民参加型の普及啓発

上記と同時に、関心のない人を引き付ける方法として、読ませる工夫、一緒に参加させる工夫を検討することも必要である。家庭で行っているごみを減らすアイデアを募集し、それをイベントや広報等で紹介する。

また、普及啓発のためのケーブルテレビ番組やDVDの作成に出演してもらうなど区民自身が参加する取り組みも効果的である。

(3) How To型の広報

他方、3Rをよく理解し、意識が高くてもどう行動してよいかわからない区民に向けたPRも必要である。誰でも実践できるより多くの具体的な行動を例示することで、そうした区民が実践に繋がられるような工夫を講ずるべきである。

また、このような具体的な行動の例示は、関心の低い人々への意識高揚も期待できる。

(4) ゴミ処理経費の公表

ゴミ処理や資源回収には、多くの税金が投入されている。ゴミ処理に要する経費を情報提供することも、意識を高める手段のひとつである。

ゴミを処理するには大変お金が掛かることを知ること、物を大切にす、過剰包装は断る、マイバッグを活用するといったゴミを出さないことを意識した行動に繋がっていくことになる。

(5) キャッチコピーの活用

区は、ゴミの減量やリサイクル推進を区民や事業者に対して呼び掛けるにあたって、親しみがあり、わかりやすいキャッチコピーを使用することも、関心を持ってもらうためのアプローチの一つと考える。

(6) 区の普及啓発活動と区民および事業者の役割

区が、区民や事業者に発する様々な普及啓発活動は、それぞれの役割を認識させ、具体的な行動を促すものでなければならない。

区民は、ゴミになる物が増えないよう3Rを意識したライフスタイルに変え、自ら排出するゴミは適正に分別し、資源物は資源として、また生ゴミ処理機を使うなどゴミの減量とリサイクル推進に努める必要がある。

また、事業者についても、生産・流通・販売の各段階でゴミになりにくい商品、製品を開発したり、レジ袋の無償配布や過剰な包装は抑制したりするなどの行動を積極的に実践していくことが求められる。

第3章 粗大ごみの減量

1 粗大ごみに係る取り組みと粗大ごみの推移

(1)粗大ごみおよびリユース施策に係る取り組み

粗大ごみの減量化などのリユース施策および粗大ごみ収集に係る区民サービスの向上に関し、品川区は東京都の事業を引き継ぐとともに、区独自の事業を展開してきた。

主な事業は、以下のとおりである。

粗大ごみ収集の有料化

従来、粗大ごみは200kgまで処理手数料を徴収していなかったが、平成3年7月1日から粗大ごみ収集を全面有料化し、全ての粗大ごみについて処理手数料を徴収することとした。

品川区粗大ごみ受付センターの開設

平成14年4月に、品川区独自の粗大ごみ受付センターを開設し、受付時間の延長、インターネットによる24時間申込みを可能にした。

区民による日曜直接持ち込み

速やかな粗大ごみの処理と直接持込を希望する区民の要望に応えるため、平成19年7月から、日曜日に区民が直接粗大ごみを持ち込める制度を開始した。さらに、8月からはインターネットによる申込みも可能とした。

リサイクルショップ「リボン」

資源の有効利用とごみ減量を図り、資源循環型社会の形成に寄与する拠点として、NPOによるリサイクルショップの運営を支援している。

リサイクルショップ「リボン」旗の台店

取扱品目：日用品、雑貨、衣料品、小型家具

リサイクルショップ「リボン」大井町店

取扱品目：大型家具、インテリア、贈答用品

不用品交換情報紙「くるくる」

家庭で不用となった物を交換するため、不用品交換情報紙「くるくる」を発行している。

フリーマーケット

家庭で不用になった生活用品を持ち寄り、それらを自主販売し再活用（リユース）することにより、資源循環型社会に寄与することを目的と

して以下の事業を実施している。

フリーマーケットの実施（区主催）

地域型フリーマーケットの支援（区民主催）

地域団体が自主的に実施するフリーマーケットに、各種用具の貸出しや区広報紙への掲載等の支援を行っている。

(2)粗大ごみの推移

品川区のごみ総量は、平成元年度をピークに平成 20 年度まで減少を続けている。しかしながら、粗大ごみについては、平成 15 年度から一転して増加に転じ、平成 21 年度にはやや減少したものの、他のごみに比べると減少率が低くなっている。

清掃事務所のごみ収集量の推移

（単位：t）

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
燃やすごみ	71,093	70,397	68,599	67,631	64,765	63,331	62,890	62,194	66,638	71,755
陶器・ガラス・金属ごみ	19,776	19,787	19,928	20,447	20,247	19,717	19,446	18,040	10,582	3,994
粗大ごみ	2,604	2,093	1,766	1,972	1,981	2,056	2,102	2,344	2,377	2,279
計	93,473	92,277	90,293	90,050	86,993	85,104	84,438	82,578	79,597	78,028
指数(合計)	1.00	0.99	0.97	0.96	0.93	0.91	0.90	0.88	0.85	0.83
指数(粗大ごみ)	1.00	0.80	0.68	0.76	0.76	0.79	0.81	0.90	0.91	0.88

平成 20・21 年度に陶器・ガラス・金属ごみの収集量が大幅に減少し、燃やすごみが増加したのは、平成 20 年 10 月にごみ・資源の分別変更を実施したことによる。

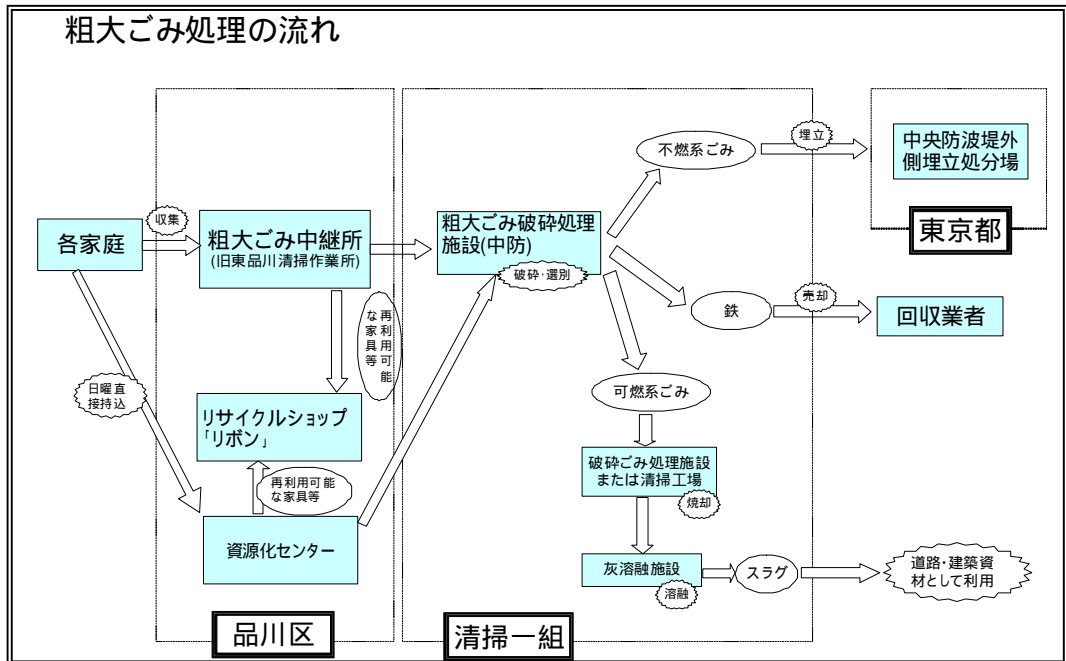
収集個数の多い品目

（単位：個）

順位	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	品目	点数	品目	点数	品目	点数	品目	点数	品目	点数
1	布団	24,703	布団	25,456	布団	25,387	布団	26,681	布団	26,823
2	椅子	15,807	椅子	16,631	椅子	18,340	椅子	18,985	椅子	19,744
3	衣装箱	8,654	衣装箱	8,784	衣装箱	9,829	衣装箱	10,198	衣装箱	10,923
4	自転車	8,452	自転車	8,741	自転車	8,824	自転車	8,381	自転車	8,660
5	ベッド	6,535	ベッド	6,926	ベッド	7,604	ベッド	7,701	ベッド	7,937
6	敷物	5,773	敷物	6,119	テーブル	6,617	テーブル	6,923	敷物	7,429
7	たんす	5,425	テーブル	5,711	敷物	6,564	敷物	6,895	テーブル	7,418
8	テーブル	5,323	たんす	5,309	たんす	5,856	ラック・棚	6,307	ラック・棚	6,563
9	暖房器具	5,016	ラック・棚	5,161	ラック・棚	5,817	たんす	5,883	オーディオ機器	6,190
10	ラック・棚	4,781	暖房器具	5,051	暖房器具	5,367	オーディオ機器	5,457	掃除機	6,072

2 粗大ごみ処理の流れ

品川区の粗大ごみ処理の流れは、以下の図のとおりである。



3 粗大ごみの発生要因

粗大ごみには、大きく2つの発生要因がある。

1つ目は、壊れて使えなくなったもの。もちろん、完全に壊れたものもあるが、修理すれば使用できる“粗大ごみ”がある。

2つ目は、不要になったもの。新製品・新商品の開発による買い替え、引越しや子どもの成長などにより不要となったが、これはまだ使用できる“粗大ごみ”である。

すなわち“粗大ごみ”として排出されたものの中には、まだ十分に使えるものも排出されているということである。

4 粗大ごみ減量への方策

(1)消費者としての区民の意識改革と区の役割

現在の大量消費社会が、暮らしの様々な場面で環境への負荷や影響を与えていることを消費者も認識しなければならない。

区民は、「もったいない」「もっと長く使っていこう」という意識を持ち、壊れたもの、不要になったものを、すぐに『ごみ』として考えない。すなわち、壊れてしまったが直して使えないか、型は古くなったがまだまだ使える、不要になったが誰か必要な人に譲れないか、という考えである。

他方、区は、単に粗大ごみの出し方のみを紹介するのではなく、「捨てる前に考えてみよう」という趣旨の普及啓発も行うべきである。例えば、粗大ごみの記事を広報紙に掲載するときは、NPOが運営するリサイクルショップや区が情報を仲介している不用品交換情報紙をもっと目立つようにPRすることが必要である。

(2) リユース施策の検討

粗大ごみの展示・提供

現在、粗大ごみの中で再利用可能なものは、リサイクルショップ「リボン」で販売している。また、毎年開催しているエコフェスティバルでは、まだ使える粗大ごみを展示し、ほしい人に抽選で無償提供するなどリユースのための事業は行われている。

今後、他のイベント等でも展示会を実施するなど、保管場所や展示スペース等の物理的な問題を考慮しつつ、粗大ごみの減量に寄与できる具体策を模索していく必要がある。

不用品交換情報紙「くるくる」の提供手段

リサイクル情報紙「くるくる」は地域センターや図書館等の区施設、また区内郵便局において、不用品のリユース情報を紙ベースで提供している。しかし、今後は、区のホームページでの掲載など、より活発なリユースを促す工夫を検討していく必要もある。なお、個人情報の取扱について十分な検討を要する。

(3) 民間事業者の紹介

民間事業者の中にも、リサイクルショップ、修理・修繕をする店舗がある。区はそれらの店舗を『ごみの減量に協力する店』として紹介するなど、区がリサイクル品としての流通ルートや修理・修繕業者への橋渡し役を担うことが必要である。

(4) 3Rが大切と気付くネーミング

「粗大ごみの出し方」「粗大ごみ受付センター」など「ごみ」という表現ではなく、資源化も含め3Rの大切さを気付かされるようなネーミングを使うこともひとつの方策である。粗大ごみとして出す前に、誰かに譲ることを連想させ、リユース、リサイクルに向かわせる表現方法にすることも必要である。

第4章 家庭系ごみ収集の有料化

1 有料化の動向について

(1) 国の動向

平成17年5月、国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化および住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進等を図るべきである」との方針を示した。

また、上記方針に基づき、区市町村への技術的な支援として、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、区市町村・都道府県に通知した。

(2) 全国自治体の動向

平成20年度時点で約6割（1800団体中1084団体）の区市町村が家庭系ごみ有料化を実施している。

(3) 東京都の動向

東京都廃棄物処理計画（平成18年9月）

家庭ごみの有料化は、一般廃棄物の発生を抑制するための有効な施策の一つとして、都内においても主に多摩地域の市町において導入されており、ごみの減量に大きな効果を上げているところである。都は、有料化の導入事例、ごみの減量効果などを調査・分析し、区市町村に対して、有料化を検討するに当たって必要な情報提供・提案を行う。

(4) 他22区の動向

審議会答申または一般廃棄物処理基本計画において、数区が「有料化の検討」を表明。しかし、現時点で有料化を実施している区はない。

(5) 都内市部（多摩地区）の動向

26市中19市が有料化を実施済みである。 後述参照

(6) 品川区の動向

平成17年5月、品川区廃棄物減量等推進審議会（第2期）が「廃棄物減量目標の設定と費用負担のあり方について」を答申。その中で、「家庭ごみの有料化がもつ本来のごみ減量効果を十分発揮させるためには、その導入の方法、時期、他区との関係について十分検討し、区民の理解を得、ごみの分別、減量に対する区民の行動を促すことが重要である。」としている。

2 有料化の意義と主な課題

平成 19 年 6 月に国が策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、有料化の意義および想定される主な課題として以下の項目が掲げられている。

(1) 有料化の意義

排出抑制や再生利用の促進

一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。

公平性の確保

税金のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差がつかない。排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できる。

住民の意識改革

有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また区市町村が住民に対する一般廃棄物処理費用等に関する説明の必要性も増大するため、住民が処理費用を意識し、ごみ排出に係る意識改革につながることを期待される。

その他

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、環境負荷および収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。また、手数料収入を分別収集およびリサイクルの実施に係る費用や集団回収への助成など、廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実が期待できる。

(2) 想定される主な課題

不適正排出の増加

指定袋以外での排出など手数料が支払われずにごみが排出される。

不法投棄の増加

ごみ袋やシールなどの手数料を支払わずに、ごみが空き地や道端へ不法投棄される。

排出抑制効果の維持

有料化導入後数年が経過すると、有料化による料金負担に慣れ排出抑制意識が希薄になってしまうために、排出抑制効果が減少してしまう。

3 政令指定都市および都内市部の実施状況

平成 22 年 6 月、審議会での議論に資するため、区として全国の政令指定都市（19 市）および都内の各市（26 市）に対し、家庭系ごみ収集の有料化に関するアンケートを実施した。主な項目に対する回答結果は、以下のとおりである。

資料編 2 ～ 9 ページ参照

(1) 有料化の実施状況

政令市は 19 市中 7 市、都内市部は 26 市中 19 市が有料化を実施している。

(2) 有料化開始年度

政令市においては、国の方針が示された平成 17 年度より前の開始が 1 市、平成 17 年度以降が 6 市となっている。また、都内市部においては、平成 17 年度より前の開始が 12 市、平成 17 年度以降が 7 市となっている。

(3) 有料化した理由（複数回答）

政令市および都内市部ともに、「処分場の逼迫等」「負担の公平性」「市民の意識改革」という回答にほぼ集約されている。

(4) 有料化しない理由（複数回答）

「資源回収品目の充実など有料化前に実施すべき施策がある」「経済状況の悪化により市民に負担増を求められない」との回答がある一方、『検討中』とする回答が目立った。なお、「有料化の効果に疑問がある」と回答した市は皆無であった。

(5) 有料収集の対象

政令市と都内市部を合わせ、「ごみ」のみを有料としているのは 14 市、「ごみ」および「資源」の一部または全部を有料としているのは 12 市となっている。「資源」の一部とした市は、その大部分（10 市中 9 市）が資源のうちプラスチック製容器包装（またはプラスチック）のみを有料収集の対象としている。

(6) 手数料の金額

ごみ

政令市では、1.5 円/ℓ未満としている市が 6 市、1.5 円/ℓ以上としている市が 1 市となっている。都内市部では 1.5 円/ℓ未満としている市が 2 市、1.5 円/ℓ以上としている市は 17 市となっている。

資源

政令市では、全ての市が 1 円/ℓ未満となっている。都内市部では 1 円/ℓ未満としている市が 2 市、1 円/ℓ以上としている市は 6 市となっている。

なお、「資源」の一部または全部を有料としている 12 市のうち、ごみと資

源とで手数料に差異を設けているのは7市である。手数料に差異を設ける目的は、ごみ・資源の分別促進および資源回収量の増加を期待するものである。

(7)手数料の納付方法

有料化を実施している全市が手数料を上乗せした指定ごみ袋方式により手数料を徴収している。

(8)有料化前後のごみ・資源収集量

有料化を実施した市における有料化実施前年度から実施翌々年度にかけてのごみ・資源収集量の推移は以下のとおりである。

ごみの分別変更や景気状況による収集量の変動も含まれるため、有料化施策の効果だけとは言い切れないところもあるが、いずれの市においても、有料化実施年度および実施翌年度においてごみの減少が顕著である。また、翌々年度以降に減少傾向は鈍化するものの、いずれの市においても有料化実施前の水準に戻ることはなく、排出抑制効果は維持されていると考えられる。

(9)有料化実施に伴い生じた問題（複数回答）

政令市では7市中2市、都内市部では19市中14市が、不法投棄や不適正排出等の問題が生じていると回答している。一方、政令市では7市中5市、都内市部では19市中5市が「特に問題は生じていない」と回答している。

4 家庭系ごみ収集の有料化に対する意見

有料化を実施した先行市のごみ量推移をみると、有料化実施年度および実施翌年度におけるごみの減少が顕著である。また、翌々年度以降に減少傾向は鈍化するものの、いずれの市においても有料化実施前の水準に戻ることはなく、排出抑制効果は維持されていると考えられる。

国の手引きでも有料化の意義は述べられているが、先行市のごみ量実績からしても、家庭系ごみ収集の有料化は、克服すべき課題はあるものの、ごみの発生抑制に繋がる有力な施策の一つであると認められる。

また、排出者責任を明確にするごみの各戸収集が有料化の効果を高める条件の一つと考えられるが、品川区は区内全域で各戸収集を実施済みである。

以上のことから、今後、区は、家庭系ごみ収集の有料化に向けて、その仕組みや想定される課題への対応等、具体的に十分検討していくことが必要である。

なお、検討にあたり、区が留意すべき事項は以下のとおりである。

(1)意識改革の視点

経済的インセンティブによる減量のみを掲げて有料化を進めるのは、有料化による排出抑制効果を低くし、また短期的な減量に終わってしまう恐れがある。

有料化の導入にあたっては、区民の意識改革の視点を入れることが不可欠である。

『ごみを排出することが、財政的にも環境的にも大きな負担を掛けることになる』という意識を区民に持ってもらうことが、結果的に有料化によるごみの排出抑制効果を高め、抑制効果を持続させることに繋がる。

(2) 区民への説明責任

現在、家庭から排出されるごみで有料収集の対象となっているものは、粗大ごみと多量ごみのみである。日常的に出されるごみの収集を有料化するのであれば、区は、区民への説明責任を果たし、十分な理解を得なければならない。

ごみ減量の必要性

区は、これまでも広報紙等の媒体を使用して、ごみの減量を訴えてきたが、最終処分場の逼迫については、必ずしも十分な周知がなされてきたとは言えない。最終処分場の残余年数がわずかであり、新たな処分場の設置が困難であることをより積極的に普及啓発していく必要がある。

コストの透明化

区民に新たな負担を求めるのであれば、区は、ごみ収集処理に係るコストの透明化が問われることになる。区は、収集運搬に係るコストを具体的な項目ごとに実態を知らせるとともに、事業執行の一層の効率化に努めなければならない。また、有料化による手数料収入の用途を明確にすることも必要である。

(3) 総合的な施策の実施

有料化の最大の目的は、ごみの発生抑制および資源化の推進であるが、有料化が実施された場合でも、有料化のみによってこれらの目的が達成されるものではない。これまで区が実施してきた減量・資源化施策、また、区民への普及啓発事業等をさらに充実し、実施する必要がある。

(4) 課題への対応

国の手引きにも示されているとおり、有料化には、不適正排出の増加、不法投棄の増加、排出抑制効果の維持などの課題がある。また、それ以外にも、低所得者に対する救済策や集合住宅への指導のあり方、近隣区との関係等の課題がある。区は想定される課題を整理し、先行自治体の例を参考にしつつ、各課題に対する対応策を十分に検討することが必要である。

第5章 まとめ

ごみを減量化し、資源循環型社会を構築するためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する必要があるが、効果的・効率的なごみの減量には、リデュース（ごみの発生・排出抑制）への取り組みが特に重要となる。

区民・事業者一人ひとり、常にごみの排出責任者であることを自覚しなければならない。また、区は、区民・事業者の意識改革の視点を重視して、施策を展開していかなくてはならない。

今回は、「普及啓発」「粗大ごみの減量」「家庭ごみの有料化」の3点に論点を絞って審議を行い、答申を取りまとめた。いずれの課題もごみの減量化に欠かせない重要な課題であるが、この3つの課題解決のみによって、ごみの減量化を達成できるものでもない。

更なるごみの減量化に向け、本審議会の答申を踏まえた区の取り組みを期待するとともに、資源循環型社会の構築に向けた区の総合的な施策展開を期待する。

資 料 編

品川区廃棄物減量等推進審議会 様

品川区長 濱 野 健

品川区廃棄物減量等推進審議会への諮問について

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

ごみ減量化の現状と今後の取り組むべき課題について

2 審議期限

平成 2 3 年 6 月 3 0 日

3 諮問理由

品川区のごみ量は、経済状況の変化や区民の環境問題意識の高まり、区による資源回収品目の充実などの施策により、ピークであった平成元年度の約 14 万トンから減少を続け、平成 20 年度には約 8 万トンと、元年度比約 46%減少しました。しかしながら、ここ数年、ごみの減少傾向は鈍化しつつあります。

最終処分場の延命化を図るとともに、限りある資源のもとで営まれる良好な生活環境を保つためには、バランスのとれた生産・消費、ごみ・資源の適正な処理の視点に立った資源循環型社会を構築することが必要です。それには、「ごみ」の発生・排出段階での減量化への取り組みが重要となります。

区は、これまでもごみを減らす取り組みを積極的に実施してきたところですが、主に発生・排出段階における更なるごみの減量化に向けた区・区民・事業者それぞれの取り組みについて、ご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

品都品発第 60 号
平成 22 年 6 月 23 日

各政令市一般廃棄物行政担当課長 }
都内各市一般廃棄物行政担当課長 } 様

品川区清掃事務所長 太田 龍司
(公印省略)

家庭系ごみ収集の有料化に関するアンケートへの協力について(依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

品川区では、一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進および適正な処理に関する事項を審議するため、品川区廃棄物減量等推進審議会を設置しています。この度、区長から審議会に対し「ごみ減量化の現状と今後の取り組むべき課題について」との諮問がなされ、家庭系ごみの有料化によるごみ減量の可能性について、議論することとなりました。

つきましては、審議会での議論のための資料として、貴市の家庭系ごみ収集の有料化の状況等についてご教示いただきたく、別添アンケートへのご協力をお願いいたします。

記

- 1 アンケートの目的
品川区廃棄物減量等推進審議会での議論のための資料とする
- 2 アンケートの送付対象
全国の各政令指定都市(19市)、東京都内の各市(26市)
- 3 回答方法
別添アンケートを郵送またはFAXにて品川区清掃事務所へご送付ください。
- 4 回答期限
平成22年7月21日(水)
- 5 提出・お問い合わせ先
〒141-0032 東京都品川区大崎1-14-1
品川区清掃事務所庶務係
担当 石井・岡田
TEL 03-3490-7705
FAX 03-3490-7041
e-mail: sshina@city.shinagawa.tokyo.jp

家庭系ごみ収集の有料化に関するアンケート

市 名	
担当部署	
担 当 者	
電話番号	
E-mail	

貴市の概要について

1 貴市の人口・面積について

(1)住民基本台帳による世帯と人口（平成 22 年 4 月 1 日現在）

_____ 世帯 _____ 人

(2)外国人登録者（平成 22 年 4 月 1 日現在）

_____ 人

(3)面積

_____ 平方キロメートル

2 平成 21 年度のごみ収集量について

	収集量
可 燃 ご み	t
不 燃 ご み	t
粗 大 ご み	t
ご み 計	t
資 源	t
ごみ・資源計	t

いずれも行政回収での収集量

11 有料化実施に伴い生じた問題（複数回答可）

- a. 空き地等への不法投棄の増加
- b. 指定袋を使用しない、有料シールを貼らない等、収集できないごみの増加
- c. （資源収集が無料の場合）資源への可燃ごみや不燃ごみの混入
- d. 駅やスーパー等のごみ箱への投棄の増加
- e. 有料化を実施していない近隣自治体のステーションへの投棄の増加
- f. その他（）
- g. 特に問題は生じていない

12 その他家庭系ごみの有料化に関して、課題、制度改正の予定、議会からの質問等がございましたらご記入ください。（本問については、回答した自治体が特定されないようにします）

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

家庭系ごみ収集の有料化に関するアンケート集計結果

政令市 19市中19市が回答

(札幌・仙台・さいたま・千葉・横浜・川崎・相模原・新潟・静岡・
浜松・名古屋・京都・大阪・堺・神戸・岡山・広島・北九州・福岡)

都内市部 26市中26市が回答

(八王子・立川・武蔵野・三鷹・青梅・府中・昭島・調布・町田・
小金井・小平・日野・東村山・国分寺・国立・福生・狛江・東大和・
清瀬・東久留米・武蔵村山・多摩・稲城・羽村・あきる野・西東京)

1 有料化の実施状況

	実施済み	実施予定	未実施
政令市	7	1(時期未定)	11
都内市部	19	0	7

2 有料化開始年度

年度	H13以前	H14	H16	H17	H18	H20	H21
政令市	1	0	0	1	1	3	1
都内市部	3	4	5	3	1	1	2

3 有料化した理由(複数回答)

	処分場の逼迫等	負担の公平性	市民の意識改革	処理費用等の低減	その他
政令市	4	7	6	0	2
都内市部	16	15	15	1	3

4 有料化しない理由(複数回答)

	減量が進んでいる	他に実施すべき施策	有料化の効果に疑問	経済状況	不法投棄	近隣自治体とのバランス	その他
政令市	0	3	0	2	1	1	8
都内市部	0	4	0	2	0	2	3

5 有料収集の対象

	ごみ(可燃・不燃)	資源	資源の一部
政令市	7	2	2
都内市部	19	0	8

6 手数料の金額

		~0.49円	~0.99円	1円	~1.49円	1.5円	~1.99円	2円
政令市	ごみ	0	1	4	1	0	0	1
	資源	1	3	0	0	0	0	0
都内市部	ごみ	0	0	1	1	6	5	6
	資源	0	2	2	1	1	0	2

7 手数料の納付方法

	指定ごみ袋	有料シール	その他
政令市	7	0	0
都内市部	19	0	0

8 有料化前後のごみ・資源収集量

		実施前年度	実施年度	翌年度	翌々年度	翌々々年度
政令市	ごみ	1.00	0.87	0.80	0.79	0.77
平均	資源	1.00	1.30	1.26	1.20	1.16
都内市部	ごみ	1.00	0.88	0.81	0.80	0.81
平均	資源	1.00	1.33	1.64	1.71	1.74

有料化実施前年度を1.00とする

9 有料化実施に伴い生じた問題（複数回答）

	空き地等への不法投棄	指定袋未使用等の不適正排出	資源へのごみの混入	駅等のごみ箱への投棄	有料化未実施の近隣自治体への投棄	その他	問題なし
政令市	0	1	1	2	0	0	5
都内市部	9	11	2	5	2	2	5

品川区廃棄物減量等推進審議会の会議の公開方法について

1 会議の傍聴

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議開始 20 分前から会議開始時間までの間に、会場の受付へ申し出るものとする。
- (2) 会議の公開にかかる傍聴人の定員は、4 人とする。ただし、会長が会議運営上、支障がないと認めたときはその限りでない。
- (3) 傍聴人は、受付時間内で先着順に決定する。

2 議事録の公開

- (1) 次に掲げる事項を掲載した議事録を公開する。

会議の開催年月日、開始・終了時間

出席者および欠席者の人数

出席者の氏名

議事内容（発言者の氏名は記載しない）

その他会議の経過に関する事項

- (2) 議事録は、区役所第三庁舎 3 階の区政資料コーナーで閲覧に供するものとする。

第5期 品川区廃棄物減量等推進審議会 審議経過

開催日	審議内容
第1回 21.11.10	<ul style="list-style-type: none"> ・区長から諮問 - 「ごみ減量化の現状と今後の取組むべき課題について」 ・品川区のごみ・資源回収量の推移 ・これまでのごみ減量化の取り組みについて
第2回 21.12.18	<ul style="list-style-type: none"> ・視察 中央防波堤埋立処分場（江東区）
第3回 22.2.8	<p>諮問事項 「ごみ減量化の現状と今後の取組むべき課題について」の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5期における審議の方向性・論点について（フリートーキング）
第4回 22.5.7	<p>諮問事項 「ごみ減量化の現状と今後の取組むべき課題について」の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5期の論点について ・普及啓発活動について
第5回 22.7.27	<p>諮問事項 「ごみ減量化の現状と今後の取組むべき課題について」の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動について ・粗大ごみの減量について
第6回 22.10.7	<p>諮問事項 「ごみ減量化の現状と今後の取組むべき課題について」の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの有料化について
第7回 23.1.6	<p>諮問事項 「ごみ減量化の現状と今後の取組むべき課題について」の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)の検討

第5期品川区廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	任期	備考
学識経験者	森 川 高 志	平成21年7月1日～平成23年6月30日	(公財)日本適合性認定協会 総務部 審議役
	大 矢 勝	平成21年7月1日～平成23年6月30日	横浜国立大学 教育人間科学部教授
	杉 山 涼 子	平成21年7月1日～平成23年6月30日	富士常葉大学 社会環境学部教授
区議会議員	林 宏	平成21年7月1日～平成22年5月27日	区議会議員
	井 桁 敦 子	平成21年7月1日～平成23年6月30日	区議会議員
	若 林 広 毅	平成21年7月1日～平成23年6月30日	区議会議員
	飯 沼 雅 子	平成21年7月1日～平成23年6月30日	区議会議員
	土 井 洋 一	平成22年5月28日～平成23年6月30日	区議会議員
	渡 部 茂	平成21年7月1日～平成23年6月30日	区議会議員
区民	荒 井 宏 師	平成21年7月1日～平成23年6月30日	町会連合会代表
	小 平 貞 子	平成21年7月1日～平成23年6月30日	消費者団体連絡会代表
	中 越 勝	平成21年7月1日～平成23年6月30日	公募区民
	肥 田 木 武 朝	平成21年7月1日～平成23年6月30日	公募区民
事業者	浦 山 嗣 雄	平成21年7月1日～平成23年6月30日	商店街連合会代表
	三 浦 隆	平成21年7月1日～平成23年6月30日	廃棄物業界代表

会長 副会長